

原 義 保 存 期 間 1 年
(令 和 3 年 3 月 3 1 日 まで)

警 視 庁 生 活 安 全 部 長
警 視 庁 交 通 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長

事 務 連 絡
令 和 2 年 3 月 3 1 日
警 察 庁 生 活 安 全 局 生 活 安 全 企 画 課 長
警 察 庁 交 通 局 交 通 規 制 課 長

交通誘導員の円滑な確保に向けた交通誘導員対策協議会への対応等について

公共工事の施工に伴う交通誘導員の確保については、「交通誘導員の円滑な確保に向けた交通誘導員対策協議会への対応について」（平成29年6月8日付け警察庁丁生企第319号ほか）に基づき、交通誘導員対策協議会への参画等の措置を講じてきたところであるが、昨今の自然災害の頻発化・激甚化等により、地域や時期によっては、交通誘導警備員の確保が円滑な施工上の課題となっていることから、別添の通知が、国土交通省大臣官房技術調査課長から各地方整備局企画部長等に対し発出されたところである。

各都道府県警察にあっては、引き続き、関係機関・団体等から交通誘導員対策協議会への参画を求められた場合には、当該協議会に参画し、交通誘導員の確保に関する対応策等について関係者間で協議するなど必要な措置を講じられたい。

なお、別添通知内に示されているとおり、「いわゆる自家警備を行う場合の条件整理」については、地域の実情に応じて検討されるものではあるが、警備業者が交通誘導警備員不足により交通誘導警備業務を受注することができない場合であって、工事の安全上支障がない場合に限るなどといった、やむを得ない場合における安全性を確保した運用を想定しており、いわゆる自家警備を奨励する趣旨のものではないことに留意されたい。

また、道路工事に伴う道路使用許可の取扱いにおいては、個別の道路状況、交通状況等に応じて交通の安全と円滑を確保するための条件が必要最小限度となるように留意されたい。